

総合政策

大井総合支所の業務内容の周知を

問 民部 「どのような手続が大井総合支所でできるのか分かりにくい」という声が多い。業務内容を分かりやすく市民に伝えるべきではないか。

答 業務内容の変更の都度お知らせしてきましたが、今後は例えば町会、自治会への回覧等も活用するなどしてお知らせしていきたい。

大井総合支所の位置づけは

問 島田 一般的に支所とは、本庁と同等の機能を有し、大部分の業務を完結できるものと言われているが、当市における現在の大井総合支所の位置づけとは。

答 合併以降、今日まで変則的な形で運用してきました。出張所よりは福祉部門において広い業務を行なっており、今後、生活関連部門を拡充し、一定程度の日常的業務を行なっていくことを考えています。

本庁、支所の再編成によるまちづくり

問 島田 庁舎問題に関しては特に慎重な議論が必要であり、将来の構想についての議論が求められるが、本庁と支所の整備は、場所やあり方などを含めた一体的な検討が求められるのではないか。

答 地方分権、権限委譲が進み、取扱い事務が多様化する中、庁舎の機能や規模など先を見据えた検討が求められ、今後の行政機能や市民ニーズ

などを十分に踏まえながら検討していく必要があると考えます。

大井総合支所建て替えの方向性は

問 塚越 大井総合支所の建て替え工事が進められるが、支所業務の内容について、多少の改善で済ませるのか。それとも名実ともに合併協定どおり総合支所としての機能を

回復させるのか、このことを市長は市民に示す責任があるのでは。

答 本場に難しいです。一言一言言葉を選ばなければなりません。限りなく総合支所に近い形にしたいのですが、市民の日常生活に密接なものは極力改善を図っていきます。

市職員の意識改革を

問 仙田 来庁者に対して元気なあいさつや明るい笑顔が見えないが、市職員の意識改革が必要では。

答 今後は笑顔であいさつを基本とする意識改革と、職員力・組織力の向上に努め、市民の皆様にご理解いただけるよう取り組んでいきます。



解体の進む大井総合支所

借地について

問 小高 公共施設用地は、借地より市有地のほうが安定性がある。また、中には同様条件と思われるのに、借地料の単価が違いすぎるものもある。長期間借用するよりは買収したほうがはるかに安い。今後買収すべきでは。

答 当市が抱える課題の一つと認識しています。これまでの借地料を考えると、用地買収する場合の費用を上回るものもあります。今後は、公共施設適正配置計画とあわせて検討します。

市民融和と活力増進のため表彰条例の制定を

問 鈴木 合併後の市民の融和と活力増進のために、表彰条例の制定を考えるべきではないか。

答 市政やまちづくりに功績のあった人を表彰することは、市民活動の増進や市民の

財政白書の作成を

問 田村 財政白書をつくる意味は大きい。本市でも作成してはどうか。

答 財政状況を検証し、将来に生かすのは有用です。市民になじみの薄い分野ですが、分かりやすいものの作成を模索していきます。

公債費が類似団体の半分だがどうか

問 田村 歳出比較分析表では、公債費が類似団体の約半分だが、どうとらえるか。

答 今後、広域ごみ処理施設の整備、小中学校の大規模改造工事など需要が増大します。基金の活用や積み立てを行なっていく予定です。

ファシリティマネジメントの現状と今後

問 田村 ファシリティマネジメントの現状と今後の対策

※ファシリティマネジメント：経営の視点から、建物や設備などの保有・運用・維持等を最適化する手法。導入により、経営効率のアップ、省エネルギーなどの効果が期待できるとされる。

市民生活

災害時のペット対策

問 堀口 地域防災計画で位置づけられているが、現実的な対策はほとんどとられていない。具体的に「避難時の対応ガイドライン」を策定すべき。また、市内業者や獣医師会との協定も推進すべきでは。

答 防災計画見直しにおける検討課題です。ガイドラインの策定は避難対策の中にしっかりと位置づけ、市民に対し自己管理責任の重要性を啓発



ムを導入しました。建て替えのルール化を含め、平成二十五年から運用する予定です。

防災会議・防災計画に女性の視点を

問 伊藤美 避難所や物資の配慮には、女性の視点が重要である。計画の見直しに意見の反映を。

答 今後、懇談会・アンケート調査などで女性の意見を取り入れていきます。

「放射線測定対処指針」を基に今後の取り組み

問 伊藤美 空間放射線量の軽減目標値も設定され、測定器の貸し出しも開始した。除染の指導や放射能についての学びを。

答 学識経験者を講師に、講演会等を開催したい。

路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例

問 仙田 条例制定の効果を出すための今後の施策は。

答 今まで啓発キャンペーンなどを行ってきましたが、今後は「地域クリーン推進員」や「彩の国ロードサポーター」「道路サポーターズ」など各種団体と連携して制度の効果拡大を図りたい。

空き家対策の現状と今後の対応

問 福田 「空き家等の適正管理に関する条例」の施行後、どのように対応したのか。

答 条例施行後の通報件数は五十四件です。助言・指導により解決した事案が十二件、助言・指導中が五件、所有者等の調査中の事案が三十一件、対象外の事案が六件となっています。

今後の対策としては、事務処理システムの構築と、改善意思の全くない所有者や、所有者に連絡がとれないなどの対応困難な物件の改善手法の検討が必要であると考えています。

市の財産の売却

問 有山 市が保有する財産の中で、売却予定地の進捗は。

答 市内の二物件については、今後でもできるだけ早く売却できるように進めていきます。